

令和4年度（2022年度）第2回 特別史跡熊本城跡保存活用委員会

日時 令和4年（2022年）11月25日（金）午前10時
会場 熊本市教育センター4階 大研修室

熊本市 文化市民局 熊本城総合事務所
熊本城調査研究センター

令和4年度（2022年度） 第2回 特別史跡熊本城跡保存活用委員会

次 第

日時 令和4年（2022年）11月25日（金）午前10時～
会場 熊本市教育センター4階 大研修室

1 開会

2 前回委員会の主な意見

資料1

3 議題（諮問・報告）

(1) 諮問

「熊本城みどり保存管理計画（案）」について

資料2

(2) 報告

NHK跡地発掘調査の結果について

資料3

(3) その他

4 事務連絡

5 閉会

特別史跡熊本城跡保存活用委員会運営要綱

制定	平成21年	4月	1日	市長決裁
改正	平成23年	4月	1日	熊本城総合事務所長決裁
	平成23年	6月21日		熊本城総合事務所長決裁
	平成23年	8月17日		市長決裁
	平成24年	3月21日		熊本城総合事務所長決裁
	平成25年	10月	1日	熊本城総合事務所長決裁
	平成26年	3月28日		熊本城総合事務所長決裁
	平成27年	3月30日		市長決裁
	平成29年	3月24日		熊本城調査研究センター副所長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、今後の熊本城（旧城域をいう。以下同じ。）の保存と活用のあり方について、文化財保護、魅力づくり及び地域の活性化などの観点から、幅広く総合的に検討するため、特別史跡熊本城跡保存活用委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議を行うものとする。

- (1) 熊本城の保存と活用に関する事項
- (2) 熊本城及び惣構の魅力づくりと地域の活性化に関する事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、市長が委嘱する。

- 2 委員会は、20人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長がかけたときは、委員長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、第2条に掲げる事項について専門的かつ詳細な検討を行い、その結果を委員会に報告する。

3 専門部会に、部会長を置く。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、熊本城調査研究センターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月1日から施行する。

令和3・4年度（2021・2022年度）特別史跡熊本城跡保存活用委員会 委員名簿

令和3年（2021年）4月1日現在（50音順）

No.	任 期 (1期2年)		職 名	氏 名	分 野	役 職 等
1	再任	(7期目)	委員長	いとう りゅういち 伊東 龍一	建築学 (日本建築史)	熊本大学大学院先端科学研究部教授 熊本市文化財保護委員会委員
2	再任	(6期目)	委員	いとう れいこ 伊東 麗子	植 物	樹木医 (株式会社 九州開発エンジニアリング)
3	新任	(1期目)	委員	おばた ひろき 小畑 弘己	考古学 (史跡)	熊本大学大学院人文社会科学部研究部教授 同付属国際人文社会科学センター新資科学・歴史理論領域長
4	再任	(2期目)	委員	かわしま いつお 河島 一夫	地元地域	元上通商栄会会長
5	新任	(1期目)	委員	こぼり としお 小堀 俊夫	文化振興	熊本県文化協会常務理事
6	再任	(2期目)	委員	さかもと ひろし 坂本 浩	経済界 (地域活性化)	熊本商工会議所専務理事
7	再任	(4期目)	委員	にしじま こういち 西嶋 公一	経済界 (地域活性化)	熊本経済同友会常任幹事 熊本城前地区まちづくり協議会事務局長
8	再任	(2期目)	委員	はっとり ひでお 服部 英雄	文化・歴史	名古屋城調査研究センター長 九州大学名誉教授
9	新任	(1期目)	委員	ひろせ みき 廣瀬 美樹	公募	
10	再任	(6期目)	委員	もうり ひでし 毛利 秀士	地元地域	一新校区自治協議会顧問
11	新任	(1期目)	委員	もりさき まさゆき 森崎 正之	観光	日本旅行業協会九州支部熊本県地区委員会副委員長
12	再任	(7期目)	委員長 職務代理者	やまお としたか 山尾 敏孝	土木工学 (歴史遺産)	熊本大学名誉教授 熊本市文化財保護委員会委員
13	再任	(2期目)	委員	やまだ たかし 山田 貴司	歴史学	福岡大学人文学部准教授

令和4年度（2022年度）第1回特別史跡熊本城跡保存活用委員会 主な意見

資料1

- 日 時 令和4年（2022年）8月3日（水）午後2時から午後4時15分
 ■場 所 市民会館シアーズホーム夢ホール大会議室
 ■出席者 伊東（龍）委員長、伊東（麗）委員、小畑委員、河島委員、小堀委員、坂本委員、西嶋委員（リモート出席）、廣瀬委員、毛利委員、森崎委員、山尾委員、山田委員 計12人（服部委員は欠席）

【前回委員会の主な意見】

No.	委 員	委員意見	当日の回答	対 応
1	毛利委員	資料1の2ページに藤崎台のクスノキのことは諮問項目の中で説明すると記載されているが、事前送付の資料を読んでも確認できなかった。	今回の素案は抜粋の形で資料を準備している。抜粋でない資料は後日郵送し、最終的な意見をいただきたい。	計画案に記載 (p22, p146-148, p197)

【議題】

諮問1 「熊本城みどり保存管理計画」（素案）について

No.	委 員	委員意見	当日の回答	対 応
2	森崎委員	桜の補植については、3月下旬から大型連休まで続く品種を選択し、観光客に長期間見せる検討を行っていただきたい。	品種調査を行った結果、どの時期にどの品種が咲くといったことが分かってきたので、それらも参考に品種を選んでいく。	計画案に記載 (第4章6. 桜の保護育成 p158)
3	山尾委員	熊本城にとって適切な緑の量は、危険木や遺構影響木を切った段階なのか、あるいはもう少し切ったほうが適切な緑の量なのか。基準についてはどう考えているのか。	景観審議の段階で緑の変化量を踏まえ、緑被率を判断材料の一つとして考えたい。	計画案に記載 (第4章3. 景観面 p120, p122)
4	山田委員	近世における城内の植栽などの歴史的変遷がわかるデータは珍しいので、情報発信等の機会を作っていただきたい。	今後、公表・周知を検討する。	計画案に記載 (第2章を中心に掲載) HPにも掲載予定
5	山田委員	「認定樹木」という言葉は、他の史跡・公園でもそういう制度のようなものがあるのか。熊本城オリジナルか。	他城郭でもあると思う。調査を行う。	次回委員会（11月） 当日説明

【議題】

諮問 1 「熊本城みどり保存管理計画」（素案）について

資料 1

No.	委 員	委員意見	当日の回答	対 応
6	山田委員	記念植樹は今後基本的には認められないということか。	なかなか認められないと思う。	—
7	河島委員	数年に一回剪定する費用がかかることを考えると、伐採してしまったほうが効率的ではないか。	剪定だけではすぐ元に戻ることにについては、今後の検討課題であると考えている。石垣や天守閣が見える樹木管理を意識したい。	計画案に記載 (第4章3. 景観面 p125コラムに掲載)
8	河島委員	新幹線車内からも城壁がはっきり認識できるよう、当該箇所の樹木も整備してはどうか。	新幹線側からは視点場が無いという状況もあるが、今後は観光客の目線も大事にしたい。	計画案に記載 (第4章3. 景観面p121)
9	西嶋委員	近代になっていろいろな形で、市民も含め、城内に相当な数の木が植えられてきた。これを熊本城域内における民主化と呼びたい。 その前の時代は封建の時代で、権力者しか城内で様々な行為を行うことが出来なかった。 近代から現代にかけて、様々な思いの人たちが、お城に思いを寄せて植樹をしてきた。これは民主化が進んでいった行為ではないかと思う。	—	—
10	西嶋委員	これから熊本城を活用していくということは、市民との協働において、この民主化が一つのキーワードになってくるのではないかと、大きく捉えている。	—	—
11	西嶋委員	近代現代における熊本城を見たとき、市民や地域との関わりについて、どのようなことが行われてきたかをしっかり整理して捉えておくことが、これからの活用にとって重要である。	—	—
12	西嶋委員	緑被率の話が出たが、一般的に景観上は緑視率という指標も使われており、景観の話は、単に一つだけの数値で判断できる性格の分野ではない。	どのような指標でどう評価していくか検討を進める。	計画案に記載 (第4章3. 景観面p122)

【議題】

諮問 1 「熊本城みどり保存管理計画」（素案）について

資料 1

	委 員	委員意見	当日の回答	対 応
13	西嶋委員	今後、緑をどのように生かしていくかという観点から、専門家との協力と市民の協働は、第5章は非常に重要な項目、中身になってくると思われる。	市民協働に関してこれから大事な内容になってくる。熊本城の場合、史跡ということではいろいろなハードルがあるが、そういった中でも工夫しながら取り組んでいく。	計画案に記載 (第5章みどりの保存・管理の体制 p200-202)
14	西嶋委員	危険木・要注意木が多く、半分程度は伐採の対象になるのではないかと地元では心配している。なぜこういう状態になったかを省みて今後の管理にいかして欲しい。	点検の実施と点検の結果を受けた対策を行い、古樹・大樹、桜や梅など、大事にしたい樹木に対して、より手厚く対応していく。	-
15	西嶋委員	桜が多く伐採されるが、植樹を行ってきた地域から今後の補植計画を具体的に示して欲しいと要望している。文化庁との協議が必要であれば、その議論・協議結果を地域にフィードバックして欲しい。	文化庁・関係者との協議も控えており、検討を進めてく。	-
16	伊東(龍)委員長	専門家との協力体制・市民協働は、しっかり謳って欲しい。	史跡としての熊本城、都市公園としての熊本城、その中で緑はどうあるべきか、バランスを取りながら進める必要があり、体制については整理したい。	計画案に記載 (第5章みどりの保存・管理の体制 p200-202)
17	伊東(麗)委員	植栽の歴史、桜の品種、希少種など貴重なデータが集められており、今後これらのことに留意して管理することが重要。今後景観の論議をする際には緑視率といった指標は取扱いに注意が必要。	-	計画案に記載 (第4章3. 景観面p122) ※緑視率を使用する場合は取扱いに注意する
18	毛利委員	野鳥園の水飲み場について、熊本地震後に壊れたままとなっているので、復活していただきたい。	現場を確認する。	-
19	廣瀬委員	市民ボランティアの受入れについても推進するということだが、植樹や補植にもボランティアを受け入れるのか。	植栽は史跡を扱うのでボランティアは難しい。	-

【議題】

諮問 1 「熊本城みどり保存管理計画」（素案）について

資料 1

No.	委 員	委員意見	当日の回答	対 応
20	廣瀬委員	剪定・伐採について、例えば寄附といったものを市政だより等で募ることは可能か。	寄附の内容として、桜の保護など多様に考えられるので、どのようなメニュー・内容で寄附を募るか検討する。	計画案に記載 (第5章みどりの保存・管理 の体制 p201)

【議題】

報告 1 長堀ライトアップ現場確認、「熊本城天守閣カラーライトアップ」及び「熊本城ライトアップ」について

No.	委 員	委員意見	当日の回答	対 応
21	山田委員	評判はどうか。	良好。	—

【議題】

報告 2 NHK跡地発掘調査の状況報告について

No.	委 員	委員意見	当日の回答	対 応
22	小畑委員	真ん中を貫く12、13トレンチは、土手か土堀に積んでいる盛土が見えていると理解してよろしいか。	土手とは認識できていないが、造成に絡み低かった場所をかさ上げするために盛土しているのではないかと考えている。	—
23	小畑委員	その他の部分はほとんど削平（さくへい）を受けていたり、近代の建物である旧構造物がまだ残っていたりするという事か。	旧NHK熊本放送局の工事で掘削されていた部分は、その工事によって影響を受けていることを確認した。	—

【議題】

報告 3 熊本城復旧基本計画検証委員会の開催について

資料 1

No.	委 員	委員意見	当日の回答	対 応
24		発言なし	—	—

【その他】熊本城の魅力向上に向けた取組について

No.	委 員	委員意見	当日の回答	対 応
25		発言なし	—	—

【その他】熊本市民会館前の道路空間再配分について（市街地整備課）

No.	委 員	委員意見	当日の回答	対 応
26		発言なし	—	—

3 議題

(1) 諮問：「熊本城みどり保存管理計画（案）」について

- ① 策定に向けた経緯・審議状況・・・資料 2-1
- ② 前回委員会での質問（他城郭での古樹等の制度事例）に対する回答
- ③ 熊本城みどり保存管理計画（案）に対する委員からのご意見と対応状況
・・・資料 2-2～資料 2-11
- ④ 今後のスケジュール（予定）
 - ・ 12/1 文化財保護委員会（報告）
 - ・ 12 月中旬以降 市役所内部での決裁 ⇒ 計画の策定
 - ・ 1 月～ 計画の周知、事業実施
- ⑤ 市民への周知方法について
 - ・ 周辺校区への概要版の回覧
 - ・ 市政だよりへの掲載
 - ・ 市 HP への掲載
 - ・ オープンハウスの開催
(旧細川刑部邸で行われる秋のお城まつりにて来城者への周知)

○策定に向けた経緯・審議状況

時期	会議名・内容・計画策定名
平成30年3月	「特別史跡熊本城跡保存活用計画」策定 (うち、第4章 第6節 緑の保存管理)
平成30年10月	熊本城跡保存活用委員会計画部会 ・本計画の策定に向けたフローについて確認
平成31年3月	熊本城跡保存活用委員会 ・上記承認
令和2年7月	熊本城跡保存活用委員会 ・「熊本城樹木点検のてびき(案)」承認 ・樹木医による点検実施予定について(報告)
令和2年7月	「熊本城樹木点検のてびき」策定
令和3年7月	熊本城跡保存活用委員会 ・樹木点検結果(報告) ・策定スケジュール、計画骨子について(承認)
令和3年11月	熊本城跡保存活用委員会 ・みどり保存管理計画 内容について審議 (危険木、遺構影響木、植栽の歴史検証等)
令和4年3月	熊本城跡保存活用委員会 ・みどり保存管理計画 内容について審議 (遺構影響木、古樹・桜の保護育成等)
令和4年8月	熊本城跡保存活用委員会 ・みどり保存管理計画(素案)について審議
令和4年11月 (今回予定)	熊本城跡保存活用委員会 ・みどり保存管理計画(案)について承認

令和4年10月

・みどり保存管理計画(案)
委員に送付・意見照会

他城郭での古樹等の制度事例

調査内容：古樹等といった認定樹木の制度事例の有無について
調査対象：19城郭（国指定史跡城郭の管理団体のうち市または都道府県が管理している自治体を対象）
調査結果：4城郭が該当ありと回答

城郭	名称	認定基準	認定基準の根拠となる法令	認定樹木の本数や樹種	認定樹木の管理方法
弘前城	弘前市 古木名木	藩政時代(江戸時代)からあると思われる樹木のほか、弘前公園内で特に大切にしている樹木。	なし	19本（サクラ、ネズコ、アイグロマツ、イチョウ、スギ、ウラジロモミ、カヤ、カリン、ツルマサキ）	樹木医資格を有する職員が日常的に点検・管理をしている。
盛岡城	古木	古写真を参考とし、江戸時代から残されている可能性のある樹木を古木としている。	史跡盛岡城跡植栽管理基本計画	4本（エドヒガン、コウヤマキ、イチイ）	特になし。
仙台城	市指定天然記念物	仙台城二の丸の造営(1638年)と同時期から存在していると思われる樹木を指定している。	仙台市文化財保護条例	13本（スギ）	東北大学の管理地となっている。
二本松城	霞ヶ城の傘マツ 二本松城跡箕輪門のアカマツ 二本松城跡のイロハカエデ	文化財保護審議会で諮問を行い、指定している。	二本松市文化財保護条例	6本（マツ、イロハカエデ）	定期的に庭園管理委託業者（樹木医）による点検を行い、異常が確認された場合は、樹勢回復のための適切な措置を行っている。

「熊本城みどり保存管理計画(案)」に対する委員からのご意見と対応状況		資料2－2
委員名	意見 上段:計画上の場所・意見概要、下段:意見詳細(委員意見を貼り付け)	事務局対応状況
伊東 龍一 委員	2章 歴史:表が小さい(表2-3-1)(p27) ほか	ご指摘の箇所を修正します。
	全体に図表の文字が小さいのですが(私だけかもしれませんが)が、とくに表2－3－1は十分に文字を大きくできる部分があるのにもかかわらず小さいです。 左列の西暦の数字は大きくできなくても、和暦の文字や最上部の項目の文字、表中の文字は十分に大きくできるはずです。 時間との相談で、可能であればご対応いただければ幸いです。	
	全体:「コラム」となっているものを本文に記す	「コラム」という表現をやめ、「資料」とし、本文の一部とします。(別紙資料2-3参照)
	「コラム」というのが、ところどころに出できます。気軽な読み物であれば、空白を埋めるコラムも必要かと思いますが、今取り組んでいるのは「保存計画」ですから、必要な情報であれば、きちんと本文に記す方が良いように思います。	
伊東 麗子 委員	4章6 桜:補植の品種 (p158 14行目)	ご意見のとおり、修正します。(別紙資料2-4参照)
	「ソメイヨシノが全国的にジンダイアケボノやコマツオトメに置き換えられている」という文章は、正確ではないと思います。現状は、「日本花の会」という組織がジンダイアケボノを推奨・販売し、全国的に展開させようとしているに過ぎません。詳細な診断結果をみていませんが、暑い場所にある熊本城ではてんぐ栗病は見られないと思いますので、あえて代替する必要性は低く、最近ではジンダイアケボノでも様々な病気の症状が報告され始めました。 何より、本書が一つの組織の利益を後押ししているようにもみえますので、具体的に書かれたこの文章を入れるのは、誤解される心配があります。 シンプルに、『・・・花色を揃えるために同じ「染井吉野」を選択する。ただし、桜並木全体を補植するような場合は、必要に応じて他の品種への変更も検討する。』でどうでしょうか。	
	4章9. 梅:誤字 (p176下から3行目)	ご指摘の箇所を修正します。
	脱字があります。 傷が出来ている痕跡みられた。→痕跡がみられた。	
	4章 まとめ表:文字化け(p194)	ご指摘の箇所を修正します。(別紙資料2-10参照)
	管理方針のまとめの①～⑦以降、最初の文字が文字化けしています。	
小畑 弘己 委員	意見なし	
河島 一夫 委員	4章3. 景観:景観上の不要な樹木	ご意見、参考にさせていただきます。具体的には、今後の景観の検証時に併せて議論させていただきたいと思います。
	○例えば、二ノ丸から、天守閣を見た場合には、天守閣の手前にある二本の楠があり、時に剪定されているように思いますが、景観的にいらないと思います。前にも言いましたが、加藤神社から見た時、以前は小天守は大きな楠で隠れて見えませんでした。今は、天守閣を見る絶好の場所となってます。 楠は、ご承知の通り、成長すればとても大きくなります。このへんも今後、どのように管理していくか、課題と思います。桜の木も寿命がありますが、大木とはなりません。いくらか伐採されたあとに、桜や低木の木を植えられたらと思います。	
	○他県の城を多く見っていますが、天守閣の周りには、木は植えてなく、天守閣を360度から見れるように思います。その景観も大事かと思い、開かずの門の西側に並んで植えられている6本ほどの木は、元NHKから見て天守閣をかくしてしまっていていらない樹木と思います。何のためにあそこに植えているのか意味がわかりません。 手取町から見た景観も、年々少しずつ樹木を伐採して、もう少しすっきりした景観にしたがいいと思います。一度に切ると、批判がおこるのは当然だと思います。	ご意見、参考にさせていただきます。具体的には、今後の景観の検証時に併せて議論させていただきたいと思います。
	○この頃、戦前の熊本城の空撮の写真を入手しました。驚くほどに木が植えられていて、戦後にその多くを伐採したことが分かります。宇土櫓の手前の堀も木で埋めつくされています。宇土櫓だけがぼつんとあり、天守閣の場所は、第六師団の建物が見えます。他は城内森です。写真を送ります。(別紙資料2-5参照)	資料、ありがとうございました。参考にさせていただきます。
坂本 浩 委員	全体:全体量が多い、工夫が必要	ご意見、参考にさせていただきます。具体的には、今後、概要版を作成し理解しやすい読み物として整理をします。さらに、これを周辺校区には町内回覧することで周知を図ります。また、市政だよりへの掲載も予定しており、HPへの誘導で概要版、詳細版を確認できるようにします。
	【全体】 ・あまりにも詳細で、膨大な情報量となっている ・全体像を市民が理解できるような概要版を作るとしても、そのイメージが想像できない ・各論としてのやるべきこと、方針の類があまりにも多く、優先順位も見えない ・組織内部で共有するだけでなく、市民もまきこんで保存に取り組むべきであり、そのためには、市民にも理解してもらわなければならないが、かなりの工夫が必要と思われる ※感想で申し訳ありません	
小堀 俊夫 委員	4章3. 景観:景観に関する評価方法、検討方法 (p120)	ご意見、参考にさせていただきます。具体的には、今後の景観の検証時に併せて議論させていただきたいと思います。
	・景観の検証に数値目標を設定することについて否定はしないが、どの程度の緑の量が適切かという点については、数値化できない定性評価的要素が大きいのではないかと。 ・映像処理によるシミュレーション画像を活用し、例えば風景画家や風景写真家の意見なども取り入れた感性面からの評価、検討が必要ではないかと思料する。	

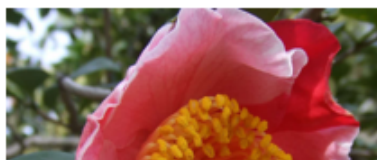
委員名	意見 上段:計画上の場所・意見概要、下段:意見詳細(委員意見を貼り付け)	事務局対応状況
西嶋 公一 委員	4章全般 現状・課題と今後の管理方針:整備計画が未策定の中で、課題が多数、検討が必要といった表現が多い。	
	本計画は、上位計画である保存活用計画において、緑の活かし方(活用)についての基本方針等が定められていない為に(保存管理には言及している)、問題、課題が多々散見される。 委員会で疑問を呈された「あるべき姿」、「緑の量」(多角的視点による定量指標)については、不問に付された。 また、持続的な緑のあり方を示すであろう整備基本計画も未策定のままでの本計画の策定は、不備を抱えたままの計画記述にならざるを得ない。 そのような不足、不備の為、本計画の文中では「検討が必要」が連発、連呼されており、例えば、撤去後の適切な緑の量について「将来の景観の検証の際に併せて検討していく」と言った”切った後で考える“とも受け取れる記載もある。 本文構成は、(1)現状と課題、「課題まとめ」、(2)方針 との構成だが、上述のように「課題まとめ」での「検討が必要」とする事項が多すぎて、管理計画としては、なじまない。本来なら課題の改善策が提示されるべきものであって、そうでない事項は、今後に向けた課題として、別途、まとめて整理されるべきでは。 今回の計画策定の主眼は、危険木という緊急性の高い対応や遺構影響木という文化財保存に関わる対処を中心としたものであって、年度内の取りまとめは止む得ない。(但し、復元建造物の見え隠れの問題は、急を要しない) 市は来年4月に「森の都推進部(仮称)」を設け、複数部局にまたがる緑化推進等の業務を集約する方針との報道があったが、本計画策定後は、保存活用計画の改定をにらんで、そもそも論とも言える、持続的な緑の活かし方(活用)やあるべき姿(定量指標)、景観の創造(復元建造物や夜間の景観も含む)等についての議論、検討に入っていただきたい。(委員として復旧計画優先を付度した反省もある)	4章は課題整理を行い、それを受けた方針という構成で整理をしております。今後は課題を解決するべく計画・方針に基づく事業実施を行っていきたいと考えています。 景観に関する検討については、景観シミュレーションにてまずは危険木・遺構影響木撤去後の変化を確認していただいたところですが、今後の市民からの反響等も考慮しつつ、適切な緑量(あるべき姿)について検証を行っていきたいと考えています。 なお、熊本城は市域における重要なファクターであることは認識しており、今後も引き続き熊本城総合事務所以外のみどり部署との連携を図っていきたいと考えております。
	5章 ④市民協働	
	今回の検討過程で明らかになった近現代における市民の植樹等による『緑の育成・増進』は、城域における民主化の最たるものであり、これらの芽を摘むことなく、まちづくりの中で文化財を活かしていくことを市民との協働の柱として民主化を進展させるべきだが、市民との協働に関する記述では、市民を作業分担者と見ており、あまりにも的外れで、市民を協働者と見なしていない。	計画上ではこのような表記となりますが、今後も協働者として協力を仰いでいきたいと考えています。
	全体:「コラム」との表記に関して	
	コラムとは個人的な意見や感慨が述べられるものであって、このような計画での表記としては、不似合い。	「コラム」という表現をやめ、「資料」とし、本文の一部とします。(別紙資料2-3参照)
	2章 歴史:利活用状況 (p68)	
	「来城者の方々に大変好評をいただいている」(下から4-5行目)との表記があるが、評価についての記述が突然挿入されており、特に天守と長堀のライトアップでは、手法だけで無く費用や寄付の活用においても異論・反論の声が多いので、ここでの評価の記述は避けていただきたい。	ご指摘の箇所を修正します。(別紙資料2-6参照)
	4章6. サクラ:サクラ維持管理区域 図4-6-3(p159)	
	特別史跡域であり桜並木の長堀前通りがサクラ維持管理区域になっていません。お城事務所の管轄外なのですが管轄部署と連携して、同区域にしていいただきたい。	本計画は熊本城総合事務所の管理区域内の計画であるため、区域に含めることは難しいのですが、図4-6-5 サクラ品種位置図では周辺区域も含んだ整理を行っており、今後も管理部署と連携してサクラ保護に取り組んでいきたいと考えています。
服部 英雄 委員	その他 依頼事項	
	今回の各委員からの意見を、事前に全員へ共有していただくようお願いする。	共有します。
意見なし		
廣瀬 美樹 委員	4章6. サクラ:サクラ品種の選択と実行	
	6.『桜の保護育成』森崎委員のご意見「桜を長期間見せる」ために桜の品種を選定することは、来城者数を増やし、観光経済収益を増加させることに大きく寄与するものと考えられるため、非常に重要と感じています。計画(案)に記載することはもちろん、出来る限り早急に実行していただくことを願っています。	ご意見、参考にさせていただきます。計画に基づき、実行に向けた取り組みを行っていきたいと考えています。
	5章 保存管理の体制:寄付に関する提案	
森崎 正之 委員	「寄付」について計画案に早速、記載いただき感謝いたします。 空中通路が日本財団からの寄付によるものとわかる掲示がありますが、とてもわかりやすく、良いと思っています。お金に関しては、使途が明確であれば、皆納得し、寄付なども快諾することが往々にしてあると思います。例えばですが、寄付を桜の植樹に使えたらその桜に「この桜は令和〇年度熊本城みどりの寄付(仮称)により植樹しました」をサインをつけて、市政だよりや熊日などでそのことについて、寄付した人、これから募る市民・県民にしっかりアピールしてもらいたいです。	ご意見、参考にさせていただきます。
	意見なし	
毛利 秀士 委員	2章、4章5. 古樹:藤崎台のクスノキ群	
	※別紙資料2-11参照	熊本県との連絡・連携を密にしていきたいと考えています。
山尾 敏孝 委員	全体:図表番号の付し方、略称表記の統一など	
	・全てにわたって図表番号を付した上で、文章上に何かしら記載を。 ・危険木(D判定)を以下、危険木と掲載したならば、統一をする。など ※詳細にわたってご指導いただいています。ここでは省略させていただきます。	ご指摘の箇所を修正します。
	4章3. 景観:緑被率、樹林地率の計算 (p118)	
	緑被率の計算で可能ならば野草地を除いた場合の割合も計算したらどうか。	ご指摘の箇所については、説明不足の箇所があったため追記をします。(別紙資料2-7参照)
	4章3. 景観:四季に応じた景観変化のデータ蓄積(p120)	
	数値目標を設定するための根拠として、四季に応じてどのような景観をみせているのか各視点場のデータ蓄積が必要と思う。	ご指摘の箇所について追記します。(別紙資料2-8参照)
	4章8. 日本庭園の管理	
	清爽園には石桁橋があることも記述して欲しい。	ご指摘の箇所について追記します。(別紙資料2-9参照)
山田 貴司 委員	意見なし	

【資料：肥後六花⁸⁾】 ←

肥後六花とは熊本特有の古典園芸植物のうち、肥後椿、肥後芍薬、肥後花菖蒲、肥後朝顔、肥後菊、肥後山茶花を指す。いずれも他にはない特徴を持つ美しい花々である。熊本藩第 6 代藩主細川重賢が武士たちの精神修養のために菊の栽培を奨励したことが起源とされる。第 10 代藩主細川斉護のころに誕生した園芸を愛好する藩士たちの集まりである「花連」によって様々な植物が栽培されたが、上記 6 種類の花は「肥後六花」と呼ばれ、数ある熊本の園芸植物の中でも特に重要視されている。代表的な特徴として、「花芯が大きい」「一重一文字咲き」「純粋な花色」などが挙げられる。←

肥後六花にはそれぞれに保存団体が存在し、伝統を守りながら栽培が行われているが、栽培家の減少などさまざまな課題がある。以下、それぞれの花について開花時期順に記載する。←

○肥後椿（2 月～4 月開花） ←



栽培の正確な起源は不明だが、文政 12 年（1829）に書かれた『江戸白金植木屋文助筆記』に肥後椿の品種と栽培方法についての記載がみられるのが現在判明している最も古い記録である。 ←

（修正前）コラム
⇒（修正後）資料

第 2 章

特別史跡熊本城跡の概要、歴史的変遷を

【資料 2-4】第 4 章 6. サクラの保護育成 （2）方針 p 158

ンダイヤ）」「御信桜（ゴシンザクラ）」等があるのでこれらの導入も検討する。←

- ・ 熊本で発見された品種である「千原桜（チハラザクラ）」は生産量が少なく希少であるため、現状の本数の維持を図りたい。←
- ・ サクラ並木は現在「染井吉野（ソメイヨシノ）」で構成されている。この場合は群としての美しさを見るため、補植する場合は開花のタイミング、花色を揃えるために同じ「染井吉野」を選択する。ただし、サクラ並木全体を補植するような場合は必要に応じて他の品種への変更も検討する。←
- ・ 二の丸エリアは多種類の品種を植えているエリアであり、早咲き種や遅咲き種を選択することで、なるべく長い期間花見を楽しめるよう工夫をする。遅咲き種にはサ

第 4 章

みどりの現状・課題と今後

（修正前）しかし、テングス病などの病気に弱いこともあり、近年全国的には「神代曙（ジンダイアケボノ）」や「小松乙女（コマツオトメ）」という品種に置き換えが行われてきている。そのため、桜並木全体を補植するような場合には品種の変更を検討する。

⇒（修正後）下線部のとおり

【資料 2-5】河島委員 提供資料（戦前の熊本城の空撮写真）



熊本聯合販賣店

大毎廿號機よりの熊本城土櫓の影

【資料 2-6】第 2 章 7. 現在の熊本城跡の利活用状況 p 68

現在の主要なイベントは表 2-7-1 に示す通りである。みどりに関する内容を取り上げると、春のくまもとお城まつりは、桜が開花し美しい時期の開催で、多くの来城者で賑わいを見せる（図 2-7-2）。また、秋のくまもとお城まつりでは、紅葉シーズンにあたり、天守閣前の大イチョウ（図 2-7-3）の見事な黄葉や、夜間の限定公開を行う旧細川刑部邸にてモミジ（図 2-7-4）をライトアップするなど、石垣や歴史的建造物と一体となった彩りのある景観を楽しんでいただく工夫も行っている。

（修正前）石垣や天守閣と一体となった彩りのある夜間景観は来城者の方々に大変好評をいただいている。⇒（修正後）下線部のとおり

表 4-3-1 緑被率、樹林地面積の変化（危険木・遺構影響木撤去前後の変化）

令和3年度時点		樹木撤去後の数値	
緑被地		緑被地	
面積	30.15ha	面積	29.24ha
緑被率※	62.0%	緑被率※	60.1%

危険木・遺構影響木の撤去実施

※ 「熊本市緑の基本計画」では緑被の種類により緑被率①、②、③の種類分けがあり、今回の計画では緑被率①を採用

緑被率①：（自然樹林＋人工林＋竹林＋果樹園＋草地）÷ 対象区域

樹林地

追記しました

樹林地のみ		樹林地のみ	
面積	18.992ha	面積	16.94ha
割合	39.0%	割合	34.8%

危険木・遺構影響木の撤去実施

課題のまとめ

- ・本丸地区内の建造物（大天守・宇土櫓の最上階）から望む視点場については、現段階で特段の課題はない。
- ・本丸地区を外郭から望む視点場については、多数の視点場にて樹木の成長による眺望阻害が起きており、剪定や樹木撤去等の対処を検討する必要がある。
- ・危険木や遺構影響木の撤去を今後進めることにより、視点場から見える樹木の量も減少するため、その変化も勘案する必要がある。
- ・適切な樹木の量は人により感覚が大きく異なる。また、市を代表するようなビューポイントもあることから慎重な検討が必要となる。
- ・今回は緑被率という指標を使用し、みどりの減少量を数値化した。今後景観の検証を進める際には数値目標の設定についても検討する必要がある。また、季節ごとの景観変化についてもデータ蓄積が必要である。

追記しました

そのため、危険木・遺構影響木の樹木撤去を実施する期間は景観の変化の把握に努めながら、撤去作業が完了した後に熊本城の復旧状況やその後の整備の方向性等を踏まえ、景観に関する検証を行うこととする。

検証の結果、景観上必要となった箇所については、追加の剪定や樹木撤去を行うこととする。なお、検証の際には四季の景観変化も勘案し、また、緑被率や緑視率¹といった指標やフォトモンタージュ手法を用いる等が想定される。

追記しました

高低差のある敷地内に上の池から小川をつたって下の池に水が流れ込むよう作庭され、庭石や石桁橋が据えられている。湧水が流れ込んでおり、熊本市が指定する「熊本水遺産」の一つに指定されている。近年は湧水量が減り淀みもあるが、美観を保つために地域住民のボランティア活動として定期的な清掃活動が行われている。

追記しました

1. 来城者の安全確保（危険木への対応）

（第4章 p78参照）

来城者の安全確保のため、危険木撤去を行うとともに、樹木点検を継続的に実施する。

①図と２年度の樹木点検で把握された危険木（322本）は原則撤去を行う。ただし、危険木のうち幕末以前から残る樹木（古樹・大樹）６本については、安全確保の手法（支柱や立入り禁止措置）を検討する。

②樹木点検は今後も継続実施し、危険木や枯れ枝・腐朽枝・かかり枝等の把握に努め、新たに把握された異常に対し安全確保のために適切な対応（樹木撤去や枝の除去）を行う。

2. 遺構（重要文化財建造物・石垣等）の保護（遺構影響木への対応）

（第4章 p85参照）

遺構保護のため、遺構影響木の剪定・樹木撤去を行うとともに、樹木点検を継続的に実施する。

①図葉の順序として危険木撤去の対応が完了した後に遺構影響木の対応を実施する。

②図険木を撤去した後の遺構影響木は295本あるが、それら全ての樹木撤去を行うと景観が大きく変化することから、遺構の種類により優先順位をつけ撤去を実施する。

③図石垣に影響する遺構影響木"については、早急な対応が必要である160本に絞って樹木撤去を行う。撤去のスปีードは、年間３０本程度ずつ５年かけて実施する。

④主要文化財建造物等に影響する遺構影響木"31本は、危険木撤去を行ったのち、樹木の上部の管理（枯れ枝・腐朽枝・かかり枝、建造物上部に覆いかぶさる枝の除去作業）により被害を防ぐ。

⑤図記③、④の作業完了後も、定期的な樹木点検を実施し、把握された危険木や支障枝に対し適時に対応することで遺構への被害を防ぐ。

⑥図木撤去は地盤面より上で実施し、残った切株からは「ひこばえ」が成長しないよう適宜除去する。

⑦図垣面に生える樹木は幼木のうちに撤去すべく、定期的な除去作業を実施する。

3. 景観面（眺望の確保など）

（第4章 p98参照）

今後、危険木・遺構影響木の撤去完了後、適切なみどりの量について十分に検証した上で景観に配慮した管理作業を実施する。

①図存活用計画に定められた視点場からの景観を重視し、熊本城とみどりの調和が図られるよう促していく。

②図険木・遺構影響木の樹木撤去が完了した後に、適切なみどりの量について十分に検証を行った上で、必要に応じて景観に配慮した剪定等の作業を行っていく。

③図来性樹木の撤去の必要性や季節毎の風景についても、将来の景観の検証の際に併せて検討していく。

4. 樹木点検の実施

（第4章 p126参照）

樹木点検の手法をまとめた”熊本城樹木点検のびびき“を基に、定期的・継続的に点検を実施していく。また、点検により現状の把握を行い、安全確保や遺構保護、景観の維持に努める。

①樹木点検は「熊本城樹木点検のびびき」に基づき定期的・継続的に実施し、適切に危険木や遺構影響木、景観への影響を把握していく。

②実施については点検の種類（日常点検・定期点検・詳細点検）に応じ、管理者や専門家（樹木医）で行う。点検により把握できた樹木の異常に対しては、剪定や撤去といった対応を随時行うこととする

5. 幕末以前に残る樹木（古樹・大樹）の保護育成

（第4章 p129参照）

幕末以前から存在すると思われる樹木を古樹・大樹として認定し、永くそれら樹木が存続していくよう適正な管理を行い、生育環境の保全に努める。

①図下を古樹・大樹の認定基準とし、それに該当する古樹13本、大樹18本を現時点での認定樹木とする。

<認定基準>

古樹：古写真（明治初期）があり幕末以前から存在すると判断できる樹木
大樹：古写真は確認できないが絵図や幹周の数値から幕末以前から残っている可能性が高い樹木

（幹周条件：地盤面から高さ1.3mの位置において、クスノキは幹周5.0m以上、その他の樹種は幹周4.0m以上）

②図末以前から残る樹木（古樹・大樹）を市民にも広く知ってもらうため、銘板の設置や云われなどの情報を整理し公開する。

③図正な管理と生育環境の保全のために、定期的な樹木医による点検・診断を行う。また、必要に応じて樹勢回復の措置を行い、保護育成に努める。

④図険木（D判定）の古樹・大樹については、来城者の安全確保、文化財の保護対策も併せて実施する。（立ち入り禁止措置・剪定等の実施）

⑤図木は生き物であり、最終的には枯死するものである。そのため、保護育成の措置を実施しても樹勢回復が見込めず来城者や遺構に影響が及ぶ場合には、樹木医の判断と現状変更等の許可を得たうえで最終的に撤去を行う場合もあるものとする。

6. サクラの保護育成

（第4章 p149参照）

現状では様々な理由から衰弱が進んでいるサクラについて、危険木や遺構影響木のサクラについては撤去を行う必要がある。しかし、サクラの名所としても定着していることから、今後は、遺構保護に十分に配慮する中で、補植を行うことや残ったサクラを健全に育てるための保護育成に努める。

①図クラ維持管理区域”を設定し、この区域を中心にサクラの保護育成に取り組む。

②図険木や遺構影響木にあたるサクラは撤去が必要となるため、これらの補植を検討する。今後補植する際には、ヤマザクラ系を基本としつつ、エリアごとの特色や周辺のサクラの配置も踏まえて品種を選択することも可能とし、景観の継続保持に努める。

7. 樹木の維持管理手法（健全な樹木管理のために）

（第4章 p162参照）

適切な剪定等維持管理を行うことで、健全な樹木を育てるとともに、美しい熊本城の景観を作っていく。

8. 日本庭園の管理（旧細川刑部邸庭園、清英園）

（第4章 p167参照）

日本庭園の美観を保つために通常の樹木管理よりも質の高い庭園木としての適正な維持管理を行う。

9. 梅園の管理（飯田丸、宮内、旧細川刑部邸庭園内）

（第4章 p170参照）

現状では様々な理由から衰弱が進んでいるウメについて、熊本城の見どころの一つでもあることから、今後も長く花を楽しむような積極的な保護育成に努める。

①図理上の注意点を整理し、管理スケジュールに沿った維持管理を行うことで、ウメの保護育成に取り組む。

②図険木は過密になっているため撤去することから、残った樹木を大きく健全に育てていくことを目指す。

10. 肥後名花園（肥後六花）について

（第4章 p179参照）

熊本伝統文化である肥後六花を将来の世代に引き継いでいくため、適切に維持管理し保存していく。

①図在、立入り制限区域となっていることから公開エリアやその他の施設での展示を積極的に行っていく。

②図人の栽培家で高齢化が進み、若い世代への継承が難しくなっている。そのため、より一層、関連部署、各花の保存団体との連携を深めつつ、熊本城総合事務所でも品種の保存やノウハウの継承に努め、肥後六花の伝統文化を将来の世代に引き継いでいく。

11. 中低木・草地管理

（第4章 p184参照）

中低木・草地・芝地は頻度の高い管理を継続して実施し、常に美しい熊本城の景観づくりに努めていく。

12. 花壇管理

（第4章 p186参照）

今後、花壇やフラワーポットは宿根草を使用するなど管理費用を抑えつつも、季節感と和の雰囲気を出し、来城者の方々におもてなしの気持ちが届く工夫を行っていく。

13. 希少動植物への配慮

（第4章 p190参照）

熊本城内に生息・生育する希少動植物に配慮した工事・維持管理を行っていく。

14. 発生根材の活用

（第4章 p191参照）

今後撤去する樹木については、SDGsの観点や生きてきた樹木を大切に扱う環境教育の一環から、発生根の有効活用を進めていく。

NHK跡地発掘調査の結果について

1 調査期間

令和4年（2022年）3月～9月

2 調査目的

NHK跡地の整備基本計画策定に向けて、遺跡の残存状況・内容の確認を行う。

3 調査成果

- ① 近世（江戸時代）以前の旧地形：
茶臼山から派生する独立丘陵で、NHK跡地西側に頂部が存在したことが判明
- ② 近世武家屋敷に関連する造成を確認：
T8・T12・T15・T16
近世の斜面を確認：T6・T7・T9
- ③ 確認した遺構
T1：近代（明治時代以降）の坂道に伴う石積み
T8：近世の穴（性格不明）
- ④ その他
T4：古墳時代の鉄刀・耳飾り・土器出土



T9 近世の斜面と近代の拡張



T4 鉄刀出土状況



T1 近代の石積み

4 広報活動

現地説明会

開催日：令和4年（2022年）9月17日（土）

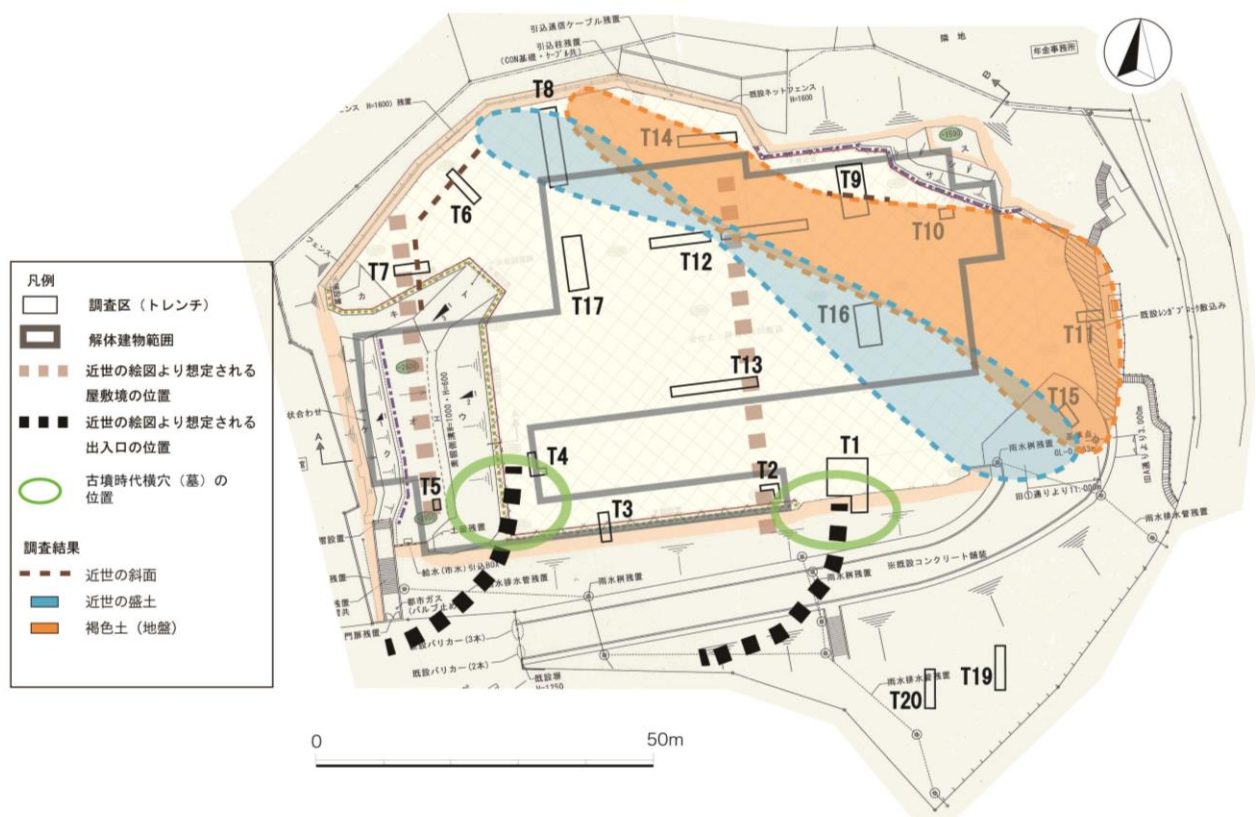
参加者：57人



説明会の様子

5 結論

- ① 近世武家屋敷について、展示するような遺構は確認できなかった。
- ② 武家屋敷の設置にあたり、大規模な造成（西側の削平と北東側への盛土）が行われていたことを確認した。
- ③ 区画の土塁は確認できなかったものの、北側は現在の範囲より狭かったことが判明した。
- ④ 鉄刀などの出土から、古墳時代の遺構が存在する可能性がある。



調査区（トレンチ）の位置と調査成果



南からみたNHK跡地

市長記者会見 趣旨

「熊本城復旧基本計画の検証状況について」

- 熊本城復旧基本計画は、策定から5年を迎えることから、これまでの復旧事業で見えてきた課題を踏まえ、当初20年と設定した計画期間を含め見直しを進めている。
- 大きな課題としては、石垣の復旧方法の検討に時間を要していることが挙げられる。
- 熊本城の石垣の復旧は前例のないものであり、今後全国の石垣にも影響を与えると考えられることから、学識者の皆様にしっかりと御審議いただきながら、工法の検討を進めているところ。
- 計画期間については、第2回熊本城復旧基本計画検証委員会において、御審議いただく予定だが、事務局からは、このような課題を踏まえ、次のとおり提示させていただくこととしている。

- ① まず、計画期間の15年目（2032年度）には、宇土櫓と本丸御殿という、2つの主要な建造物が復旧する予定としている。

そして、計画期間の25年目（2042年度）には、すべての重要文化財建造物の復旧と震災以前の有料区域である市長記者会見趣旨主要区域の復旧が完了する予定としている。

- ② 主要区域の復旧完了後の10年間は、特別見学通路の撤去後の石垣工事や、主要区域以外の工事を行いながら、復旧後の新たな整備計画の検討なども並行して進めていくこととしており、さらなる未来へ向けて、復旧から整備へと軸足を移していくための期間としている。

なお、今後、さまざまな社会環境の変化も予想され、また、復旧工事を通じて得られた新たな知見や技術を取り入れられる可能性もあることから、5年ごとに評価と検証を行ってまいります。

- ③ 復旧には長い年月を要するが、特別見学通路をはじめ、石垣や建造物の復旧状況を御覧いただく取組を継続して行うとともに、復旧過程における新たな発見などもお知らせしながら、熊本城の文化財的価値と安全性をさらに高めていく期間としたいと考えている。

- ④ 慎重かつスピード感をもって復旧を進めたい。

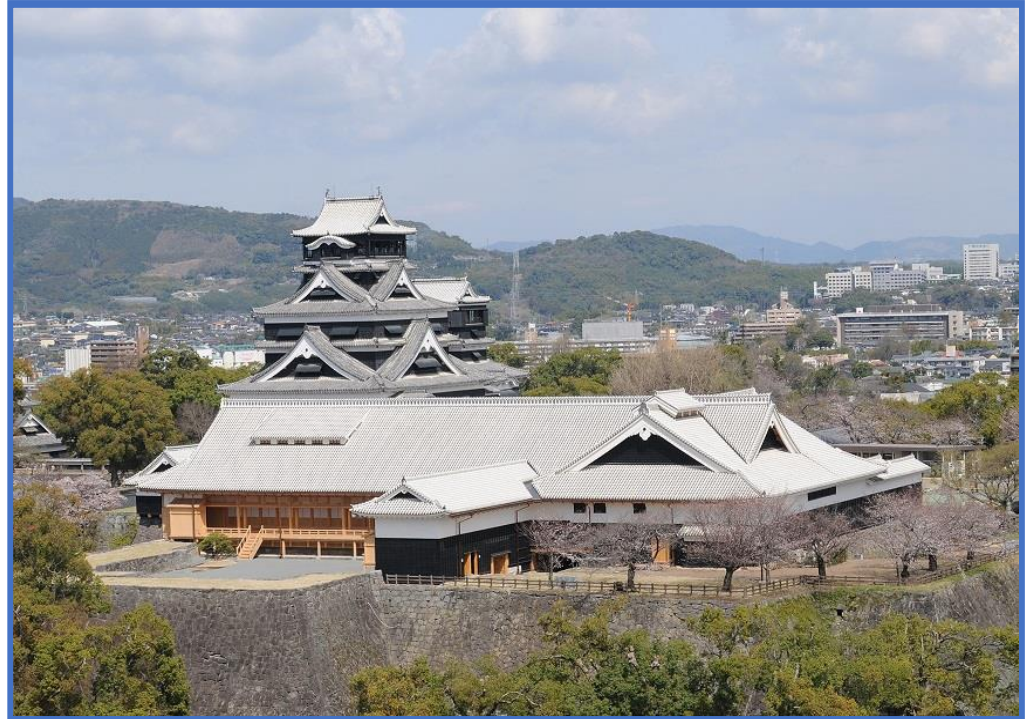
熊本城復旧基本計画の検証について

第2回「熊本城復旧基本計画検証委員会」において下記の検証結果を報告し、**審議予定**

2032年度 宇土櫓、本丸御殿の復旧完了



宇土櫓



本丸御殿

熊本城復旧基本計画の検証について

2042年度

全ての重要文化財建造物 及び 主要区域の復旧完了



※ 令和4年（2022年）11月22日 市長定例記者会見で使用